

【農林・地域活性化WG ③】

<p>事項名</p>	<p>商店街振興組合の設立要件の見直し —産業分類要件の緩和—</p>	
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街振興組合を設立するには、小売商業及びサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接している地域であって、その地域内の小売商業またはサービス業に属する事業を営む者等のうち、3分の2以上が組合員となり、かつ総組合員の2分の1以上が小売商業またはサービス業に属する事業を営む者であることが要件となっている。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街振興組合法第6条</li> </ul>	
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都心部においては、当初、商店街設立における小売商業及びサービス業に属する事業者数要件を満たしていたとしても、一部の事業者による不動産業への業種転換により、産業分類要件を満たさなくなることがある。地域内の産業分類による割合については、店舗の所有と使用に分けて基準を設定することについて、検討すべきである。</li> </ul>	
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街振興組合法は、店舗の所有、使用にかかわらず、商店街において実際に小売商業又はサービス業に属する事業を営んでいる中小企業者がどうかを認定基準としており、実際にこれらの事業を営んでいる中小企業者を対象として組織化し、商店街の活性化を図ろうとするものである。</li> </ul>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同上（上記規制改革の方向性への考え方）</li> </ul>

<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街組合振興法は、地域の環境の整備改善を図るために必要な組織等について定めたものであるが、産業分類要件としては、小売業及びサービス業に限定されている。</li> <li>・ 都市部においては、近年の経営者の高齢化、後継者難等により、自ら営業していた店舗を第三者に賃貸し、不動産賃貸業の店舗オーナーとして、商店街振興に携わる事例が増えている。</li> <li>・ このような場合は、業種転換した後も、商店街振興組合の一員として、地域貢献活動が十分に担えることから、地域の商店街振興上、特段の支障がなければ、実態に即した法改正等、産業分類要件を見直すことが必要である。</li> </ul>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街振興組合の設立に係る組合員の事業構成要件について、小売商業及びサービス業のみならず、それらに対し不動産賃貸を行う事業者を含めることについて検討し、結論を得るべきである。【平成 23 年度検討・結論】</li> </ul>

【農林・地域活性化WG ⑨】

<p>事項名</p>	<p>中心市街地活性化基本計画における計画期間の緩和</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年9月8日閣議決定、平成21年4月24日最終改正）</li> <li>（参考）</li> <li>・ 市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱（昭和49年6月5日付け建設省都再発第77号）</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地活性化基本計画に関わる都市再開発法による市街地再開発事業の認定事業については、市町村が計画期間（おおむね5年以内を目安）を含む基本計画を策定し、当該計画が認定されていれば再開発事業補助の割増が適用されるにもかかわらず、5年以内の事業完了は現実的には困難であることが多い。都道府県知事の市街地再開発組合の設立が認可された際には、計画期間を延長することを検討すべきである。</li> </ul>
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>（内閣府 地域活性化推進室）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画に基づく中心市街地活性化の取組は、認定から一定期間が経過した後に、中心市街地の現状や事業の実施状況等について把握・検証することが必要と考えております。このため、計画期間としておおむね5年以内を目安に市町村が設定することとしております。</li> <li>・ 新たな計画期間を加えて、改めて計画認定を受けることは、現在においても法制度上認められております。</li> <li>・ なお、市街地再開発事業の割増制度における適用の可否につきましては所管省庁の判断になります。</li> </ul>

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな計画期間を加えて、改めて計画認定を受けることは、現在においても法制度上認められております。</li> </ul>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地活性化基本計画に関わる都市再開発法による市街地再開発事業の認定事業については、市町村が計画期間（おおむね5年以内を目安）を含む基本計画を策定し、当該計画が認定されていれば再開発事業補助の割増が適用されるにもかかわらず、5年以内の事業完了は現実的には困難であることが多いため、必要な見直しを検討する必要がある。</li> </ul>
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地活性化基本計画に関する都市再開発法による市街地再開発事業の認定事業については、事業が長期にわたるものが多い実態に鑑み、当初から5年を超える期間にて策定されている場合、当初計画と再認定計画の間に隙間が生じないように、円滑に再認定を行うことについて、検討すべきである。</li> </ul> <p>【平成23年度検討・結論】</p>

【農林・地域活性化WG ④】

<p>事項名</p>	<p>大規模集客施設の郊外立地抑制について</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、延べ床面積が1万平方メートルを超える店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場などの大規模集客施設の郊外部への出店は制限されている。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画法</li> </ul>
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「まちづくり三法」にかかわらず、優良農地の転用等により大規模集客施設が郊外に立地されることで、都市郊外のスプロール化と中心市街地の空洞化が進み、規制強化の声が一部の地域で高まりつつある。本格的な高齢化社会の到来を受け、コンパクトシティ推進に影響を及ぼす大規模集客施設の郊外立地のあり方について、実態調査を行うべきである。</li> </ul>
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年のまちづくり3法は、広域にわたり都市構造やインフラに大きな影響を与えるような大規模な集客施設の適正な立地を誘導するため都市計画法等を改正したもの。</li> <li>・ これらの制度の趣旨を踏まえ、地方公共団体の判断に基づいて、用途地域の変更、特定用途制限地域、特別用途地区、開発整備促進区等の指定、準都市計画区域制度の活用等により、大規模集客施設の立地等をコントロールすることが可能である。</li> <li>・ なお、まちづくり3法改正を踏まえた都市計画制度の活用状況については調査・把握しているところであり、今後とも必要な実態把握に努めて参りたい。</li> </ul>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の通り現行制度で対応可能。</li> </ul>

	<p>【対応困難とする場合】          要望へ対応した場合に生          じる問題点及び問題点に          対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
<p>改革事項に対する          基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「まちづくり3法」にかかわらず、優良農地の転用等により大規模集客施設が郊外に立地されることで、都市郊外のスプロール化と中心市街地の空洞化が進み、規制強化の声が一部の地域で高まりつつある。本格的な高齢化社会の到来を受け、コンパクトシティ推進に影響を及ぼす大規模集客施設の郊外立地のあり方について、実態調査を行う必要がある。</li> </ul>
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年の「まちづくり3法」に基づく都市計画に係る変更等が大規模集客施設の立地に与えた影響や、自治体による農地転用許可が大規模集客施設の立地に与えた影響など、大規模集客施設の立地動向に係る全国的な実態調査を行い、調査結果を公表すべきである。  <b>【平成23年度措置】</b></li> </ul>

【農林・地域活性化WG ④】

事項名	観光目的の船舶（20t 以上）の検査及び設備の設置要件の緩和	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶の安全航行の確保のため行われる船舶検査は、遊覧船や屋形船等の観光を目的とした船舶であっても、重量が 20t 以上となる場合は、船舶安全法に基づく国の検査基準に基づき、実施される。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶安全法第 2 条～第 5 条、第 7 条ノ 2、第 9 条</li> </ul>	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶の検査および設備の設置要件は、船舶安全法の船舶重量を基準に区分されているため、遊覧船や屋形船等の観光を目的とした船舶は、実際の航行区域や航行時間に比し検査項目が多く設備の設置要件も厳しくなっている。船舶重量を基準に区分するのではなく、航行区域や利用方法等を基準に区分することについて、検討すべきである。</li> </ul>	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に、船舶の安全性を確保するための構造・設備基準は、総トン数だけではなく、航行区域や定員等利用方法に応じて設定されている。</li> <li>・ なお、船舶の検査は、それぞれの船舶の構造・設備等が基準に適合するかどうかを判断するため、必要な検査項目について実施している。</li> </ul>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年の外国人旅行者の増加を受け、ゆったりくつろげる一回り大きな客室空間の建造ニーズが高まっている。</li> <li>・ 遊覧船や屋形舟において、20 t 以上の場合は、船舶安全法に基づく国の検査を受けるものと</li> </ul>	

	<p>されているが、航行区域が平水区域に限られる場合には、極めて海岸に近い区域のみでの航行が想定される 20 t 未満を対象とする日本小型船舶機構による検査で十分対応が可能と考える。</p>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20 t 以上の遊覧船や屋形舟において、航行区域が平水区域に限定される場合には、日本小型船舶機構による検査でも対応可とすることについて、検討すべきである。</li> </ul> <p>【平成 23 年度検討・結論】</p>



【農林・地域活性化WG ④】

<p>事項名</p>	<p>旅客船事業における航路申請に係る届出範囲の拡大</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅客船事業における新たな航路申請の基準として、年間3回以上は許可、3回未満は届出となっている。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海上運送法第3条、第20条第2項</li> </ul>
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅客船により人の運送を行う者のうち、一定の航路に新たに就航させて人の運送を行う場合、年間3回未満（3日間以内）に限り「届出」にて対応可能であるが、期間を超える場合は「許可」を得る必要がある。観光振興等のため、回数を限った新たな航路を設定するケースの増加が見込まれることから、航路申請における届出範囲の拡大など弾力的運用を行うことについて、検討すべきである。</li> </ul>
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行、旅客船（旅客定員13人以上）による人の運送をする事業については、①一般旅客定期航路事業等の、一定の航路に就航し運送を行う事業と、②それ以外の「人の運送をする不定期航路事業」に区分され、一般旅客定期航路事業（以下「定期航路事業」）については、高い公共性から、その事業の適性等を確認するため許可制とし、人の運送をする不定期航路事業は届出制としている。</li> <li>・ この点で、一定の航路に該当するか否かについて、航路就航としての反復性・定型性が認められるかという観点から、年間3日以内の運航（運航回数制限なし）であれば、一定の航路に該当しない（即ち、定期航路事業等には該当しない）ものとして扱うという一部柔軟な取扱いをしているところである。</li> <li>・ 定期航路事業については、定時運航を行い主として生活交通を担うことから公共性が高く、利用者利便を確保する必要から事業者に運航の</li> </ul>

		<p>確保等を義務づける一方で、適正な事業環境下での安定的・継続的な航路運営をはかる必要があり、平成12年の海上運送法の改正法審議の際にクリームスキミングの防止について附帯決議されたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ このように、航路を定めての運航に関する届出範囲の拡大（年間運航日数の増加等）は、旅客の多寡に関わらず予め定められた日程表に従って継続的に運航を行う責務を有する定期航路事業が競争上不利な立場におかれるという不公平な条件下での競争を生みかねず、観光振興等を目的としている場合でも、一定の航路就航としての反復性・定型性が認められる以上は、あくまでも、定期航路事業に該当するものである。また、許可事業であれ届出事業であれ、全ての人の運送をする事業については、事業参入審査以外にも安全規制及び利用者保護規制がかかるという点は、許可から仮に届出に移行しても同じである点にも留意が必要である。</li> <li>・ 他方、現行制度においても、下記に述べる一般旅客定期航路事業者が行う臨時便運航などによっても観光振興等の需要に対応することは可能だと考えており、また、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づき、観光圏整備実施計画に従う運航回数の増加等を実施する場合は、海上運送法に基づく一般旅客定期航路事業者の船舶運航計画の変更の届出又は認可に代えて、簡易な届出で足りるなどの簡便化を図っているところ。</li> </ul>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行制度でも、一般旅客定期航路事業者が行う臨時便運航、旅客不定期航路事業の貸切運送（旅行代理店の主催旅行）、人の運送をする不定期航路事業としての年間3日以内の乗合運送は行える。</li> </ul>

<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航路申請における許可取得には、煩雑な申請手続きに加え、標準処理期間として2か月程度要するため、顧客ニーズに応じた柔軟な航路変更に対応することができない。</li> <li>・ 基本となる航路に対して、一定エリア内における就航先変更に対応できるゾーン管理の仕組みを取り入れることで、水辺の観光需要の掘り起こしが可能。</li> </ul>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平水区域内を航行する遊覧船や屋形舟に係る航路申請において、一定区域内における航路変更に対応できるゾーン管理の仕組みを取り入れるなど、弾力的運用を行うことについて、検討すべきである。 【平成23年度検討開始】</li> </ul>

【農林・地域活性化WG ④】

事項名	中小企業の資金調達の多様化に資する方策の検討 －私募債制度の整備・拡充－	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少人数の縁故者に対して直接募集する私募債は、社債の引受けを勧誘する相手の人数が 50 人未満に限定されている。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品取引法第 2 条</li> </ul>	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の中小企業にとって、地域住民の有する貯蓄は、貴重な経営資源となるにもかかわらず、社債発行という形で広く地域住民から直接調達をしようとする、現行の金融商品取引法においては公募扱いとなり（50 人以上の場合）様々な制約が生じる。そこで、地域コミュニティの発展に資する中小企業の資金調達のうち投資家を地域住民に限定するなど、一定の条件を満たすものについては私募債となるよう、制度の見直しについて検討すべきである。</li> </ul>	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その相手方が地域住民であっても、50 名以上の多数の者に勧誘が行われる場合、投資者である地域住民は投資判断に必要な情報を得ないまま投資することとなり、投資者保護上問題であると考えられる。</li> <li>・ なお、現行制度においても、適格機関投資家に該当する地域住民のみを対象とする場合には、50 名以上の者に対する社債の取得勧誘であっても、当該社債に転売制限（適格機関投資家以外の者への譲渡禁止）を付すこと等により、いわゆる私募債の発行は可能であると考えられる。</li> </ul>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社債の勧誘の相手方が地域住民であっても、50 名以上の多数の者に勧誘が行われる場合、投資者である地域住民は投資判断に必要な情報を得ないまま投資することとなり、投資者保護上問題であると考えられる。</li> </ul>

<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の中小企業にとって、地域住民の有する貯蓄は、貴重な経営資源となるにもかかわらず、社債発行という形で広く地域住民から直接調達をしようとする、現行の金融商品取引法においては公募扱いとなり（50人以上の場合）様々な制約が生じる。そこで、地域コミュニティの発展に資する中小企業の資金調達のうち投資家を地域住民に限定するなど、一定の条件を満たすものについては私募債となるよう、制度を見直す必要がある。</li> </ul>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の有する貯蓄を域内で直接的に活用し、地域コミュニティを支える中小・中堅企業の事業の継続・発展を図る観点から、域内資金循環に資する社債等の直接金融の制度のあり方について、金融庁は経済産業省と連携して検討し、結論を得るべきである。</li> </ul> <p>【平成 23 年度検討・結論】</p>

【農林・地域活性化WG ④】

事項名	中小企業の事業承継に係る方策の検討
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業が廃業するケースにおいて、現在、その四分の一が後継者不足によるものとされ、親族外への事業承継を行う際の継続的な資金調達等、様々な課題がある。中小企業の雇用や技術の喪失を防止する観点から、事業承継を円滑に進めることは重要であり、金融支援策の拡充等、検討すべきである。</li> </ul>
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>（経済産業省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域経済の活力維持や雇用確保の観点から、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく支援（民法特例、金融支援、税制措置）及び事業承継制度の普及啓発等による中小企業の事業承継の総合的な支援を、引き続き実施する。</li> </ul>
	<p>【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
	<p>【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業の事業承継難による廃業は、地域経済だけではなく、日本経済全体へも大きな損失である。血縁に適当な後継者がいない場合、社員等への事業承継は銀行等の個人保証及び株式取得がネックになっていることが多い。経営者の高齢化により世帯交代期を迎えている現在、中小企業の円滑な事業承継を進めるための環境整備を進める必要がある。</li> </ul>
改革案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業の親族外事業承継について、経営者の個人保証の承継及び株式の取得に係るものを</li> </ul>

	<p>含め、資金調達等に係る課題について実態調査を行った上で、必要な方策について検討し、結論を得るべきである。</p>
--	---

【平成 23 年度検討・結論】

【農林・地域活性化WG ④】

<p>事項名</p>	<p>大気汚染及び水質汚濁の原因となり得る特定工場の立地段階に必要なとなる手続の迅速化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染の原因となりうる施設を更新する場合には、都道府県知事に対し更新の届け出を行い、法令上、届け出から 60 日を経過後でなければ着工することができない。 また、水質汚濁の原因となりうる施設においても同様の届け出を行った後、60 日後でなければ着工することができない。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染防止法第 10 条第 1 項、第 17 条の 9、第 18 条の 9</li> <li>・ 水質汚濁防止法第 9 条</li> </ul>
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、地域の社会生活に影響を及ぼす原因となりうる施設を更新する場合、都道府県知事等に対し更新の届け出を行った後、法令上 60 日経過後でないとは着工することができない。グローバル競争が激化する現下の状況を踏まえ、60 日の審査期間を半減し、かつ地方公共団体等に対し可能な限り迅速な対応の義務付けを行うなど検討すべきである。</li> </ul>
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染防止法第 10 条第 2 項及び水質汚濁防止法第 9 条第 2 項において、「都道府県知事は、（中略）届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、（中略）期間を短縮することができる」こととされており、必ずしも届出受理後 60 日経過した後でなければ設置工事等に着工できないとしているものではない。また、都道府県に対し適切な内容の設置等の届出を行った者について実施制限期間の短縮措置を講じるよう通知しており、そのような運用がなされていることから、規制改革について検討する必要はないと考える。</li> </ul>
<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>



<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ばい煙発生施設等又は特定施設の設置等の届出があった場合、都道府県知事はその内容が排出基準又は排水基準に適合しない等の要件に該当すると認めるときは、届出受理の日から60日以内に計画変更命令等を出すことにより大気汚染又は水質汚濁の未然防止を図っており、当該届出内容の審査には60日程度の期間を要する事案も存在することから60日の実施制限期間は半減することは不可能。仮に、60日の実施制限期間のみを半減した場合、届出した事業者が届出内容の審査終了前に設置工事等に着手し、その後に計画変更命令等を受けることとなることが想定され、事業者負担が重くなるため適当ではない。</li> <li>・ このため、現行法に基づき、都道府県知事が個別の届出内容に応じて実施制限期間の短縮を行うことが適当である。</li> </ul>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国の産業競争力強化のためには、投資判断を行ってから、できる限り迅速に工場施設等の立地が実現できるよう事業環境を整備することが重要であるため、審査期間及び設置制限期間の短縮の意義は大きい。</li> <li>・ 法令上事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置や構造等の変更を行うことができない。その届出特定施設の規模・種類は様々であるところ、審査に要するであろう期間が最大60日間の根拠は不明確であるばかりか、多くの場合、30日以内で都道府県の審査が終えられると聞く。</li> <li>・ 経済のグローバル化等により、競争が激化している現在の事業環境において、60日間という期間は、非常に大きな事業機会の損失を生みかねず、「事業者の拘束期間の妥当性」について、再考する必要がある。</li> <li>・ また、都道府県に対して、運用上、期間短縮措置を講じることができる旨通知されているが、</li> </ul>

	<p>適切な運用がなされているとは言えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さらに、審査が滞りなく行われ、事業者・行政双方のコストが削減されるよう、届出にあたり、事前に事業者と積極的に相談を行える体制の整備に努めるよう指導するとともに、都道府県での審査事例を収集し展開するなど、可能な限り迅速な対応が行えるよう、必要な方策を検討する必要がある。</li> </ul>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業にとって、工場立地におけるコストとなる投資判断から操業までのリードタイムが短縮され、国内における事業環境の整備が一層促進される。</li> </ul>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グローバル競争が激化する現下の状況を踏まえ、60日の審査期間を半減した上で、事業者との相談体制の整備や都道府県での審査事例の収集・展開など、地方公共団体が迅速な対応を行えるよう必要な方策を講じるべきである。 【平成23年度措置】</li> </ul>

【農林・地域活性化WG ④】

<p>事項名</p>	<p>工場の建て替え時に必要となる緑地面積率規定の在り方</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存工場を建て替える場合、敷地内に緑地面積規制を充足するために必要な緑地等を確保しなければならない。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場立地法第4条の2第1項、同条第2項</li> <li>・ 工場立地法施行規則第3条</li> <li>・ 工場立地に関する準則第2条、備考 (大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号)</li> <li>・ 緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準 (大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第2号)</li> <li>・ 緑地面積率等に関する 同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準 (平成19年6月25日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号)</li> </ul>
<p>改革の方向性 (当初案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存工場の建て替え計画時、緑地面積率が法令等で定める基準値に満たないために設備計画の見直しや海外移転に切り替えるケースが少なくない。急速な円高による国内工場の空洞化が一層深刻化する現下の状況を踏まえ、建て替え阻害の要因となりうる、以下の諸課題に係る緑地面積率規定のあり方について、検討すべきである。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①飛び緑地や壁面緑地及び屋上緑地に対する面積算入範囲の拡大</li> <li>②緑化のための植栽規定の見直し</li> <li>③地方自治体に「地域準則」を積極的に活用させる方策</li> </ul> </li> </ul>
<p>担当府省</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>
<p>・ そもそも本法による規制措置は、緑地整備を義務付けること等により、工場と周辺地域との調和を実現し、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われることを目的として行われている</p>	

		<p>もの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こうした本法の規制に対し、建て替え等の設備投資の障害となるとの視点等から、規制改革を求める企業の声があることは承知しており、当省としては、こうした声に応えるため、今後産業構造審議会において、緑地面積規制のあり方について検討を開始する予定。</li> <li>・ 今般御指摘いただいた論点も含め、上述の産業構造審議会において検討を行い、本法の趣旨・目的を実現する観点とのバランスも考慮しつつ、企業の負担軽減につながり得る規制改革を実現するべく検討を行いたい。</li> </ul>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、産業構造審議会において規制改革の検討を開始予定。</li> </ul>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場立地法による緑地面積の確保等に係る規制改革要望は、逐次、所要の措置を講じるべく検討が進められているところではあるが、依然産業界からは見直し要望が後を絶たない</li> <li>・ 例えば、壁面緑地は、高さ1mまで、また屋上緑化は、敷地面積の5%（緑地面積の25%）までしか緑地面積として算入することができない。合理的根拠がないのであれば、弾力的運用を認めるべきである。</li> <li>・ また、植栽規定に関しては、高木であれば苗木（幼木）でも可となっているものの、自治体の条例等により、苗木（幼木）は一律不可とする上乗せ規制が策定されているケースがある。成長した樹木の移植は割高で、かつ枯死のリスクも少なくないことから、植林する苗木の本数を割り増しするなど条件を課した上で、苗木から育てることも可能とするなど、弾力的運用を行うことについて、地方公共団体に通知すべきで</li> </ul>

	<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ そもそも、「地域準則」により、地域の実情に応じて、都道府県及び政令市は独自に、国が定める範囲内において緑地面積率の上限を10%まで下げることが可能となっているが、これは一部の地域でしか策定されていない。また、地方においては、周辺環境として、既に緑地に囲まれており、こうした状況の中、一律の規制を課すことは合理的根拠に欠ける等、見直しを求める声は少なくない。「地域準則」を積極的に活用させる方策を検討すべきである。</li> </ul>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急速な円高による国内工場の空洞化が一層深刻化する現下の状況を踏まえ、建て替え阻害の要因となりうる、飛び緑地や壁面緑地及び屋上緑地に対する面積算入範囲の拡大、緑化のための植栽規定の見直し、地方自治体に「地域準則」を積極的に活用させる方策等、緑地面積率規定のあり方について、検討すべきである。</li> </ul> <p>【平成23年度検討・結論】</p>

【農林・地域活性化WG ④】

<p>事項名</p>	<p>地域のコンビナートにおいて協業を進める上で障害となる規制の見直し</p>	
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防法上の移送取扱所に該当する配管については、事業所の種類・内外を問わず、配管の周囲に一定距離の空地を設けなければならない。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防法第 10 条 4 項</li> <li>・ 危険物の規制に関する政令第 18 条の 2 第 1 項</li> <li>・ 危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号</li> </ul>	
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のコンビナートにおいて、近隣の事業所同士を配管で接続しようとした場合に消防法上の移送取扱所があるケースでは、事業所の種類・内外を問わず配管の周囲に一定距離の空地を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴う圧力損失や熱損失による省エネ効果が低減するなどの問題が生じている。防災施設の設置等保安上必要な措置が講じられていることを条件に規制を緩和することが適当であり、「危険物の規制に関する規則」で規定する「保安上必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。</li> </ul>	
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事業所が所在する区域であって、それ以外の区域よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。</li> </ul>
	<p>【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号の「ただし書き」における保安上必要な措置とは、水密構造で両端を閉塞した防護構造物、危</li> </ul>

		<p>           險物の流出拡散を防止することができる防火上有効なへい等の工作物を周囲の状況に応じて保安上有効に設置する等により消火活動が円滑に行えるとともに十分な延焼防止措置が講じられている場合が該当するものであり、可能な限り速やかにこの旨を通知等により明確化する予定である。         </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>           ・ なお、石油コンビナート等災害防止法第2条第10号における特定防災施設等（流出油防止堤、消火用屋外給水設備及び非常通報設備）の設置をもって空地をなくした場合、消火活動に重大な障害をもたらすとともに、周辺施設への延焼危険性が高まってしまう危険性があり、適切ではない。         </li> </ul>
	<p> <b>【対応困難とする場合】</b>            要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等         </p>	
<p>           改革事項に対する基本的考え方         </p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>           ・ 石油コンビナートは、大規模かつ複雑な製造施設や貯蔵施設を有し、取り扱う物質も多種多様にわたることから、災害の発生リスクを最小限に抑え消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法及び石油コンビナート等災害防止法のいわゆる「コンビナート保安四法」に基づく保安規制の遵守が義務付けられている。         </li> <li>           ・ こうした中、安全性の確保を前提としつつも、海外との競争力を低下させることがないよう、規制の見直しを図る必要性は大きい。         </li> <li>           ・ 例えば、地域のコンビナートにおいて、近隣の事業所同士を配管で接続しようとした場合には、消防法上の移送取扱所があるケースでは、事業所の種類・内外を問わず配管の周囲に一定距離の空地を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴う圧力損失や熱損失による省エネ効果が低減するなどの課題が生じていたが、これらコンビナートの事業所は石油コンビナート等         </li> </ul>



	<p>災害防止法などに基づき災害の発生及び拡大の防止のための一定の措置が既に講じられていることを踏まえ、安全性を確保しつつも、事業所ごとの実態に合わせて必要な空地进行を減ることができる等（空地进行を不要とすることを含む。）の、規制緩和をすることが適当と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、これらを踏まえ、危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号の「ただし書き」における保安上必要な措置については、水密構造で両端を閉塞した防護構造物又は危険物の流出拡散を防止することができる防火上有効なへいと一律に規定するのではなく、過度な措置を義務づけることがないよう、事業所の実態に合わせた対応が可能となるようにすることが適当と考える。</li> </ul>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の事業所間を配管で接続する場合、空地进行を設けて設置せざるを得ないため、省エネ効果の低減等、課題が生じているが、これら事業所は石油コンビナート等災害防止法などに基づき災害の発生及び拡大の防止のための一定の措置が既に講じられていることを踏まえ、事業所間を接続する配管のうち、当該事業所内の部分については、事業所ごとの実態に合わせて必要な空地进行を減ることができる（空地进行を不要とすることを含む。）等の規制緩和を行うべきである。また、危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号の保安上必要な措置の明確化にあたっては、一律に過度な措置を義務づけることなく、事業所の実態に合わせた対応が可能となるよう措置すべきである。</li> </ul> <p>【平成 23 年度検討・結論】</p>



【農林・地域活性化WG ④】

事項名	PPP/PFI制度の積極的な活用	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設の建設、運営等を民間事業者の能力や創意工夫を活用することにより、効率的で質の高いサービスの提供を可能とするPFIは、PFI法に基づき、実施される。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、PFIを活用する範囲は小規模・ハコモノが主流となっているばかりか、PFIに係る法制度は、仕組みや手続き、リスク分担等が不明確であることから、民間事業者が取り組み難い状況にある。民間事業者の参入・投資の促進やインフラ整備事業の活用に資する以下の諸課題について、更に検討を進めるべきである。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 民間事業者の参入を促進する入札制度の見直し</li> <li>② SPC株式譲渡自由の許容</li> <li>③ 公物管理権の民間開放</li> <li>④ 民間による官の人材の活用制度の創設</li> <li>⑤ PFI事業者として投資法人等導管体の選定</li> </ol>	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 多段階選抜・競争的対話方式が現行入札制度に適応するかについて対応検討</li> <li>② SPCの株式の譲渡について対応検討</li> <li>③ 公物管理権の民間への部分開放について対応検討</li> <li>④ 公務員の民間への出向の円滑化について対応検討</li> <li>⑤ 担当外</li> </ol>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 多段階選抜・競争的対話方式が現行入札制度に適応するかについて検討中</li> <li>② SPCの株式の譲渡について検討中</li> <li>③ 公物管理権の民間への部分開放について検討中</li> </ol>

		④ 公務員の民間への出向の円滑化について 検討中
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等	⑤ 投資法人等導管体がPFI事業を実施してよ いかは、「投資信託及び投資法人に関する法律」 「資産の流動化に関する法律」（金融庁所管） において規定されるものであり、当室は担当外
改革事項に対する 基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PFI制度の一層の活用を図る観点から、大規模災害発生時における政府の資産買取り等、民間へのリスク移転の最適化も含め、民間事業者への参入のインセンティブを十分に確保することが必要である。</li> <li>・ 株式譲渡が原則禁止されているため、ゼネコン等PFI特別会社に対して、事業終了時まで出資の維持を要求するなど負担を強いている現状を鑑み、投資家からの資金受け入れが可能となるよう特別目的会社の株式譲渡の弾力化を図る必要がある。</li> <li>・ 他方、インフラ（道路、港湾等）の一部及び全部に関して、建設・更新・運営などを含めた多様な委託や投資に対するリターンの確保を可能とする仕組みを整備することも必要である。</li> <li>・ さらに、民間企業が公共インフラの運営を実施するために、ノウハウを有する官人材を活用可とする環境の整備を行うことや、公的不動産及びインフラ施設等の整備に民間資金を活用可能とするために、PFI事業会社に投資法人や特定目的会社等を選定することについて、検討すべきである。</li> </ul>

改革案	<ul style="list-style-type: none"><li>・ P F I 制度の一層の活用を図る観点から、民間事業者の参入を促進する入札制度の見直し、S P C 株式譲渡自由の許容、公物管理権の民間開放、民間による官の人材の活用制度の創設について、検討すべきである。【平成 22 年度検討・結論】</li><li>・ また、社会的に有用性の高いインフラ施設等の整備に、「志ある投資家」による個人資金の活用を図る観点から、現在「コンソーシアムの構成企業等が出資により新たに株式会社を設立し、これが選定事業者となること」を仮定して記載されている「契約に関するガイドラインー P F I 事業契約における留意事項についてー」について、投資法人や特定目的会社等を選定事業者とすることを仮定した記載を追加することを検討し、結論を得るべきである。【平成 23 年度検討・結論】</li></ul>
-----	---

【農林・地域活性化WG ④】

事項名	訪日査証の要件緩和・見直し	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>査証は、外務省設置法及び入国管理法に基づいた内部規定として、事務処理規則を定め、実施される。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外務省設置法第4条13項</li> <li>出入国管理及び難民認定法第6条</li> </ul>	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際観光客誘致のため、訪日査証の要件を緩和・見直しすべきである。例えば、査証免除国でない中国人が日本に入国する場合、その都度、査証の取得が必要となる。さらに団体観光査証については、日本滞在中に常時2名以上の添乗員の同行が義務付けられている。数次査証の発給（年収25万元以上の観光客）や団体観光査証の要件緩和について、検討すべきである。</li> </ul> <p>注記：その他（人材） No.11「査証の発給基準の明確化」参照</p>	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>本年7月より、中国人個人観光客への査証発給要件を緩和するなど、状況をふまえ随時見直しを行っている。また、一定の条件に該当する場合には、90日以内の滞在について数次査証を発給している。</li> </ul>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>その時々によって外国人の入国・在留状況は変化するため、具体的には未定であるが、その時代の状況に最も適した査証発給条件を設定していく。</li> </ul>
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年7月に年収25万元以上の観光客について個人観光査証の発給が解禁されたが、1年経て失踪など大きな問題も起きていないことから、</li> </ul>	

	<p>観光客のリピーター促進のために、査証有効期間内であれば何度でも訪日が可能な数次査証の導入が検討されるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸外国の状況としては、韓国は既に数次査証を認めており、国際観光の競争上、劣後することになる。</li> <li>・ さらに、団体観光については、現在、常時2名以上の添乗員の同行が義務付けられていることに加え、あらかじめ決められた内容以外の行動は制限されており、旅行者ニーズに十分に対応できていない。個人の自由行動の制限が緩和されれば、団体観光の利便性と個人観光の趣向の多様性に対応した旅行企画が可能となり、訪日客の更なる増加が期待される。</li> </ul>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪日外国人観光客の増大</li> </ul>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際観光客誘致のため、中国人について、数次査証の発給（年収25万元以上の観光客）や団体観光査証の要件を緩和するなど、訪日査証のあり方について、検討すべきである。</li> </ul> <p>【平成23年度検討・結論】</p>

【農林・地域活性化WG ⑩】

事項名	国際線の入国時の税関検査の簡素化	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用規則については、以下の法令に基づき定められている。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関税法第 105 条第 1 項第 1 号</li> </ul>	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国の国際線の入国時税関検査において、免税範囲の超過、または分からない者は「赤」の検査台へ、他方、免税範囲を超えていない者は「緑」の検査台へそれぞれ進み、旅券提示の後、通過することになっている。</li> </ul> <p>後者に対して、入国審査に続き再度旅券を提示し確認するやり方は、諸外国との比較において違和感があるばかりでなく、繁忙期ではスムーズに通過することが困難な状況もあり、費用対効果の観点から見直しを行うべきである。</p>	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の安全・安心を確保する上で、税関において、必要に応じて旅券の提示を求めることは、入国旅客に対する適正かつ迅速な通関を行うために必要である。</li> </ul>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の安全・安心を確保する上で、覚せい剤等の不正薬物の国内流入を阻止することは極めて重要である。我が国税関は関係機関と連携して不正薬物の国内流入阻止に努めてきたこともあり、我が国は諸外国と比べて薬物犯罪の発生率は極めて低くなっている。</li> <li>・ 税関においては、入国時の携帯品検査の際に必要なに応じて旅客から旅券の提示を求め、旅券上の氏名等から密輸リスクが高い人物であるか否かの確認を行ったり、渡航実績等を精査することにより検査等の要否の判断を行っている。</li> <li>・ 近年、航空機旅客による覚せい剤の密輸入事犯の割合が税関の覚せい剤摘発件数の大半を占</li> </ul>

		<p>めている中、効果的かつ効率的な密輸取締りを実施するため、旅券の提示を求め渡航実績等を確認することは重要である。こうした厳正な密輸取締りの結果、税関による覚せい剤押収量の国内全押収量に占める割合は9割となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、旅券を確認することにより、密輸するリスクが高い人物に対し重点的な検査を実施する一方、問題のない旅客に対しては迅速な通関を行っており、航空機旅客に対する適正かつ迅速な通関に努めているものである。</li> </ul>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光立国を目指す我が国の入国時の税関検査に関して、申告すべき手荷物等がない旅客に対して、免税範囲を超えている旅客等同様、ほぼ一律に旅券提示を求める当該対応は、諸外国との比較において、日本人のみならず日本を訪れるビジネス客及び旅行者の間で違和感を覚える者が少なくないと聞く。</li> <li>・ テロの未然防止や密輸阻止の観点から、運用上、必要に応じて旅券提示を求めているとのことであるが、実際のところ、税関検査職員において、密輸するリスクが高い人物と問題のない人物とを確実に見極めることは至難の業であることから、ほとんど全ての旅客に対して旅券提示を求めることで、リスクヘッジしていながら疑念を抱かざるを得ない。</li> <li>・ 平成19年7月以降、同じくテロの未然防止や密輸阻止の観点から、日本に入国する全ての旅客に「携帯品・別送品申告書」の提出が義務付けられたこともあり、諸外国との一連の税関検査に係る対応の相違いについて、合理性及び実効性の観点から改めて検証し、その結果を公表する意義は大きいと考える。</li> </ul>
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入国時の一連の税関検査に関して、申請書提出の有無や旅券提示の有無を含め、諸外国の対応状況を調査した上で、改めて、当該税関検査の</li> </ul>

	合理性について検証し、結果を公表すべきである。【平成 23 年度措置】
--	-------------------------------------



【農林・地域活性化WG ①】

<p>事項名</p>	<p>民間事業者によるカジノ運営の解禁</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賭博行為に該当するカジノは、刑法で禁止されている。</li> </ul> <p>&lt;根拠法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑法第 185 条, 第 186 条第 1 項, 第 2 項</li> </ul>
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノは顧客の射幸心や好奇心を著しくそそのめる危険性があることなどから、刑法で賭博行為に該当し禁止されている。国際観光客を誘致する観点から、公営競技等に対して適用除外となっている賭博罪について、民間事業者がいわゆるカジノを運営する場合においても適用除外とする方策について、関係府省の連携の下、検討すべきである。</li> </ul>
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑法は法務省の所管法律であり、賭博罪の適用除外に係る法的妥当性について当省で回答することはできない。カジノについては、①様々な負の側面に対する対応策、②国内の公営ギャンブルや他の娯楽産業との調整、③カジノの収益の使途、④特区としての取扱いの可否等、検討すべき様々な問題点があることから、内閣府が中心となって関係省庁とともに、慎重に検討を行う必要がある。なお、国際観光産業振興議員連盟（超党派）による「特定複合観光施設区域整備法案」においては、内閣府の外局としてカジノ管理機構を設け、規制制定、認証・許可、監視等の業務を担わせるとともに、内閣府が総合調整にあたることとされている。</li> </ul> <p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。カジノの合法化には、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化、地域住民の反対等が懸念され、これらの諸問題が十分に</li> </ul>

		<p>考慮される必要がある。</p> <p>※当庁は、カジノの合法化を推進する立場にないが、カジノを実施するための法律案が具体的に検討される場合には、治安上の観点から意見を申し述べる必要があることから、カジノの合法化についての関係省庁として回答するものである。</p> <p>(総務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノの実施と密接に関連する周辺の治安対策や観光振興、交通対策による地域づくり等は地方公共団体が担うこと等から、カジノの実施と地方財政との関係について整理する必要がある。いずれにしても、カジノの実施については法制化が必要であり、関係省庁、地方公共団体、社会全体において様々な検討がなされなければならないものと承知。</li> <li>・ なお、現在、賭博罪の特例として行われている各種の公営競技については、公営競技施行団体の財政に寄与するほか、地方財政全体に収益金を均てん化する仕組みが構築されている。</li> </ul> <p>(法務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑法第 185 条及び第 186 条は、日本国内において罪を犯したすべての者について適用される（刑法第 1 条）ものであり、刑法を改正して特定の主体のみを適用除外とすることはできない。そして、カジノを法制化する法律案については、法務省が積極的に検討する主体ではないものの、同法律案が具体化した場合には、同法律案のカジノに係る行為が刑法第 35 条によって違法性が阻却されるか否かという観点から、同法律案について検討することとなる。</li> </ul>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	

	<p>【対応困難とする場合】          要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>(国交省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノについては、上記の通り、内閣府が中心となって関係省庁とともに、慎重に検討を行う必要がある。</li> </ul> <p>(法務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記記載のとおり、カジノの特別立法については、法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの省庁においてカジノを法制化する法律を立案することとなれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。</li> </ul>
	<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界的に見て、カジノは魅力的な娯楽性を有する重要な観光資源であるとの共通認識が芽生えつつあり、雇用・税収面で多大な経済効果を生み出すことが可能との意見が多い。</li> <li>・ 我が国は、先進国では唯一ともいえるカジノ非合法の国となっており、カジノ合法化の遅れは観光産業の国際競争力を相対的に弱めるとの意見もあるため、関係府省の連携の下、出来るだけ早く、具体的な検討を開始する必要があると考える。</li> </ul>
	<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際観光客を誘致する観点から、公営競技等に対して適用除外となっている賭博罪について、民間事業者がいわゆるカジノを運営する場合においても適用除外とする方策について、当面はカジノ利用者を外国人に限定するという方策も含め、関係府省の連携の下、検討すべきである。【平成 23 年度検討開始】</li> </ul>

【農林・地域活性化WG ⑫】

<p>事項名</p>	<p>漁業法及び水産業協同組合法を科学的根拠に基づく近代法へ早期に改正</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<p>我が国の水産業と水産行政は、戦後の民主化と漁業調整を目的とした漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）及び水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）の法制度をいまだに維持しており、水産業の先進国と比べ旧態の法律体系となっている。これらの法律は、科学的根拠に基づく資源の回復や保護及び持続的利用の目的は明示されず、資源管理や取締まり、環境の保全などが不十分な法律体系となっている。そのため、水産資源の悪化と過剰漁獲に加え、過剰投資により漁業経営が成り立たないにもかかわらず、資源の回復を果たすべき有効な政策が講ぜられず、補助金投入と税の減免措置により支援しているが、さらに水産資源の悪化、経営の悪化が進行し続けている。そして、漁業経営は多くが立ち行かなくなり、漁業者の減少と高齢化が進展し、漁業者の活動を経営の基盤とすべき漁業協同組合（以下「漁協」という。）も約 4 分の 3 が慢性的な赤字である。漁協が経済事業、自営事業などで漁業者支援の役割を果たしていない。また、国は、共同漁業権内や都道府県沖資源の管理についての漁業調整規則の制定についても、平成 12 年のいわゆる「地方分権一括法」の制定にもかかわらず漁業法を改め、「法定受託事務」等として引き続き都道府県に介入できる仕組みを残し、地方分権に逆行している。</p> <p>&lt;根拠法令&gt;          漁業法、水産業協同組合法</p>
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<p>我が国の水産業の再生には、水産資源の回復が最優先である。そのため現行の資源管理及び取締りの制度を根本的に改めるべきである。科学的根拠に基づく水産資源の適切な保存と管理を環境の保全とともに厳格に運用することにより、水産資源を回復させ、保護し、持続的に利用して、漁業</p>

	<p>経営の安定化と持続性を確保することである。そのためには、上記の漁業法及び水産業協同組合法の目的を水産資源の回復と保護、及び持続的な利用を柱とした条文内容に改正する。併せて、不必要となる規制の廃止等、旧態の条文を削除するなど、その全面改正を行う。また、地先の共同漁業権内の沿岸漁業も、「口開き」など江戸時代からの旧態の制度を引きずっており、沿岸域の魚種ごとの資源量の把握と科学的な根拠に基づく持続的な利用の近代的な資源管理の仕組みを導入すべきである。さらに、現状の資源量に見合う漁船の削減、休漁及び操業隻数の明示や資源を回復させるまでの期限などに関する「持続的な資源総合利用のための基本ビジョン」の策定や資源評価の実施や漁獲のモニタリング、取締り活動の実施のための公的な独立機関の設置を行う。併せて、水産資源が公共的な資産（共有物）としての性格を有すると国際的な観点から、我が国排他的経済水域内の水産資源を国民共有の財産として上記の漁業関連法に独立した条項を設け明確に位置づけるべきである。さらに、共同漁業権漁業及び都道府県許可漁業についての都道府県漁業調整規則や海洋生物資源の保存及び管理に関する都道府県計画の制定については、地方分権一括法の趣旨を踏まえて早急に知事が独自に行えるよう、漁業法第11条第6項並びに海洋生物資源の保存・管理法第4条第3項、及び水産資源保護法第4条第7項を削除すべきである。</p>
<p>担 当 府 省 の 回 答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>水産基本法第2条では、「水産物の供給に当たっては、水産資源の持続的な利用を確保するため、海洋法に関する国際連合条約の適切な実施を旨として水産資源の適切な保存及び管理が行われ…なければならない」等を規定しており、現在の水産政策は、この基本法に基づき、水産資源の持続的な利用を重視する体系となっている。また、漁業法は漁業調整機構の仕組みについて、水産業協同組</p>

	<p>合法は漁業協同組合等の組織について定めた法律であるが、その確実な運用を通じ、水産基本法の掲げる水産資源の適切な保存及び管理の実現に貢献している。</p> <p>水産政策においては、水産資源の適切な保存及び管理を図るため、国、都道府県の役割分担の下、漁業法に基づく漁業許可制度・漁業権制度、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量（TAC）制度等を組み合わせて運用するとともに、独立した公的な試験研究機関による資源評価の実施や資源回復計画に基づく減船・休漁の実施、違法操業に対する取締等、今般指摘を受けた取組を既に実施しているところである。</p> <p>さらに、「新成長戦略工程表」（平成22年6月閣議決定）に基づき、平成23年度からは、科学的根拠に基づき行政・漁業者が協力して計画的な資源管理を行う資源管理指針・資源管理計画制度を実施するとともに、同制度に参加する漁業者を対象とした「資源管理・漁業所得補償対策」を導入することとしているところである。</p> <p>なお、漁業法第11条第6項については、都道府県境に設定された漁業権や広域的に回遊する水産動植物に係る漁場計画の策定・変更について、個別の都道府県の判断だけでは広域的な漁業調整や水産動植物の保護が十分に図れない場合があることから、農林水産大臣による指示を規定したものであり、この指示に不服がある場合には、地方自治法第250条の7の規定により国地方係争処理委員会に審査の申し出をすることができることとされている。また、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第3項並びに水産資源保護法第4条第7項についても、広域的に回遊する水産動植物の保護の観点から、農林水産大臣の承認・認可を求めているものである。</p>
--	---



	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>—</p>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<p>※「改革の方向性（当初案）」から変更なし。</p>	
<p>具体例、経済効果等</p>	<p>—</p>	
<p>改革案</p>	<p>① 我が国の水産業の再生には水産資源の回復を最優先とし、現行の資源管理及び取締りの制度を根本的に改める。科学的根拠に基づく水産資源の適切な保存と管理を環境の保全とともに厳格に運用することにより、水産資源を回復させ、保護し、持続的に利用して、漁業経営の安定化と持続性を確保する。 【できるだけ早期に措置】</p> <p>② 漁業法及び水産業協同組合法の目的を、水産資源の回復と保護、及び持続的な利用を柱とした条文内容に改正する。 【できるだけ早期に措置】</p> <p>③ 地先の共同漁業権内、定置漁業権内等の沿岸漁業についても沿岸域の魚種ごとの資源量の把握、ABCの算定、TACのABC以下の設定など、科学的な根拠に基づく持続的な利用の近代的な資源管理の仕組みを導入し管理する。 【できるだけ早期に措置】</p>	

④ 資源を回復させるまでの期限、資源量回復目標などに関する「持続的な資源総合利用のための基本ビジョン」を策定し、魚種と海域ごとに現状の資源量に見合う漁船の削減、休漁及び操業隻数を明示する。併せて、資源評価の実施や漁獲のモニタリングを行う科学的機関（独立行政法人水産総合研究センター及び漁業情報サービスセンターを改組）及び操業の監視と取締り活動の実施のための機関（官船取締り事業及び用船取締り事業）を許認可省庁から独立した公的な機関として創設し、円滑実施を図る。

【できるだけ早期に措置】

⑤ 水産資源が本来公有物であるとの観点から、我が国排他的経済水域内の水産資源を国民共有の財産として水産基本法に「水産資源は国民共有の財産である。」と明示する。

【できるだけ早期に措置】

⑥ 共同漁業権漁業及び都道府県許可漁業についての都道府県漁業調整規則や海洋生物資源の保存及び管理に関する都道府県計画の制定については、地方分権一括法の趣旨を踏まえて、現行法下でも知事が行うものとし、早急に漁業法、海洋生物資源の保存・管理法（TAC法）、水産資源保護法を改正する。

【できるだけ早期に措置】



【農林・地域活性化WG ⑨】

<p>事項名</p>	<p>海洋生物資源の保存・管理法（TAC法）の抜本的な改正等</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<p>我が国の水産資源管理は、数百種に及ぶ漁獲対象種のうち、わずか7魚種のみTAC（Total Allowable Catch：総漁獲可能量）が設定されており、諸外国の数十、百種近くに比し大幅に少ない。また、採捕の停止、停泊命令、報告及び立入検査、罰則などの適用除外（TAC法政令附則第2条）により事実上のTAC魚種はサンマとスケトウダラのわずか2魚種である。しかも資源状態が悪化している魚種についてもTACがABC（Allowable Biological Catch：生物学的許容漁獲量）を超えたり、諸外国では禁漁水準以下のものでもTACが設定され、また次年度のTACを先取り設定するなどの資源悪化の促進要因を複数内包している。また、漁獲量のTAC超過、漁獲物の海洋投棄、漁獲魚種のつけ替え報告などが指摘されているが、漁業監督官などによる立入検査が実施されていない。漁獲方式については、早い者勝ちのオリンピック方式が基本であり、漁期が短縮したり、遅い漁業者が脱落したりする。また、操業コストが大幅にかかり、小型魚などの漁獲物が集中して魚価が低落したり、漁業者間の漁獲競争や設備投資が激化し、売上げ減や損失が助長される。そのため、この方式は海外の漁業先進国の多くでは既に廃止されている。こうした損失を補てんするために政府は各種の補助金を投入し、また2011年度からは、オリンピック方式を基本とし総漁獲量規制や年次数量目標などを伴った資源回復の計画が全く樹立されないまま、漁業共済制度の掛け金補助による「漁業所得補償制度」が導入されるので、潜在的な過剰漁獲能力が増大し、資源がさらに悪化する可能性がある。我が国周辺水域には、共同漁業権内での小規模な例などを除いて、科学的な総漁獲量規制を伴ったIQ</p>

	<p>(Individual Quota : 個別漁獲割当) 方式や I T Q (Individual Transferable Quota : 個別譲渡性漁獲割当) 方式は全く導入されていない。新潟県でホッコクアカエビを対象とする I Q方式の導入が県独自の委員会を設置して検討されている。また、他県においても I Q/ I T Q方式の導入の意向が示されている。なお、我が国では大中型まき網漁船などの海難事故が相次いたが、I Q/ I T Q方式の導入により諸外国では海難事故が大幅に減少した。他方、T A Cを 100 万トン以上に設定しても資源の持続的な利用に悪影響を与えない資源量が豊富なサンマ資源が政省令によって漁法が制限され、その有効活用がなされておらず、アジア周辺海域の国による漁獲、利用が進んでいる。</p> <p>&lt;根拠法令&gt; 海洋生物資源の保存及び管理に係る法律</p>
<p>改革の方向性 (当初案)</p>	<p>(その 1)</p> <p>水産資源を回復させ、その保護及び持続的な利用を図るために、早期に日本の海面全漁獲量の約 80%を占める 30 種までに T A C設定魚種を拡大することが重要である。また、T A Cを A B C以下に設定することを法的に義務化し、A B Cは資源の最大持続生産量の水準への短期間での回復を目標とすべきであり、T A C法第 3 条第 3 項を改正する。さらに、これら 30 種について、漁業者または漁船毎に I Qを割り当てることが必須である。これにより、漁獲の権利に所有権としての性格を付与し、排他性を持たせ、漁業者自らが資源管理する意識を醸成することになる。そして、マーケットにも需要に応じて供給可能となりコスト削減にもつながる。さらに、資産の流動化を促し、資産価値を付与する I T Q方式を導入すべきである。このことが、中長期的な経営戦略の樹立につながり、これらを担保として融資が可能となる。また、過剰投資の排除や新規参入の促進にも有効に機能する。その際、地域産業振興の観点から、</p>

アラスカの漁業に見られる加工業のための個別加工枠（IPQ）や水産業への依存度が高い離島振興枠の設定も行う。また、さんま漁業に関する政省令規定（漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）及び指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号））を直ちに廃止し、資源が豊富なサンマ資源の有効利用のため、IQもしくはITQを設定して、まき網漁業とトロール漁業にもサンマの漁獲を許可し、漁獲物は中国等への生鮮食料品等の輸出振興に活用すべきである。

（その2）

我が国の大中型まき網漁業と沖合底びき網漁業は、全国的規模での操業を支援する観点から、これまで沿岸域でのほぼ自由な操業が許可され、操業の禁止ラインが沿岸線とほぼ重なる場合や共同漁業権内に操業することまであり、沿岸漁業との競合、資源悪化の促進、そして漁場の荒廃につながっている。そのため、諸外国では漁船の漁獲能力や装備の向上につれ、大型の漁船は沿岸域から3～12マイル以遠に操業が許可されており、我が国の指定漁業（大臣許可漁業）も、その増大した能力に合わせ距岸3マイルから12マイル程度以内の沿岸域を操業禁止区域とする近代的な操業規制とすべきである。また、大型船は漁獲能力が大きくかつ装備も近代的で機動性や走行性も高いので、魚群の密度が高い沿岸域に自由自在に出入りする能力を有する。それらが、公的な機関からの監視が不可能となれば、資源の悪化や漁場の競合を促進することになる。従って、諸外国では大型船には既に導入済みであるが、これら大型の漁船にはその位置が明確にかつ瞬時に判別される漁船モニターシステム機（VMS）の搭載を漁業法による指定漁業（大臣許可漁業）の許可条件として法的に義務付けるべきである。さらに、指定漁

業（大臣許可漁業）ごとの水揚げ港を海面漁獲量の約80%をカバーするよう全国30港程度に指定すべきである。指定水揚げ港以外に水揚げする場合には、いかなる場合であっても24時間以前に公的な官庁からの許可を取得しなければならないとする。また、全ての指定水揚げ港には、漁業監督官ないし科学オブザーバーを配置する。全ての入港漁船は、漁獲成績報告書を監督官・オブザーバーに提出し、彼らは全ての漁獲物の漁獲量を計測する義務を有させる。漁獲物の監督官・オブザーバーの計測量と漁獲成績報告書に差が生じた場合には前者を採用とする。また、指定水揚げ港における第一次購入者の魚種別の購入報告書の提出を義務付ける。さらに、卸売市場において第一次購入者の報告書の写しがないしは抜粋が添付されない場合には、卸売市場は漁獲物の受託を拒否できるようにする。

### （その3）

我が国周辺海域は、オホーツク海、日本海、太平洋、及び東シナ海によって囲まれているが、このうち最も水産資源の悪化が著しいのは東シナ海であり、この海域は日本、中国、韓国、及び台湾によって漁業活動が行われている。我が国の以西底びき網漁業はほぼ消滅し、大中型まき網漁業も3分の1に減少した。韓国の漁獲量は一時減少したが、小型違法底びき網漁船の減船や11魚種に及ぶTAC/IQ制度の導入により着実に資源回復を果たしている。しかし、中国はいまだTACを設定しておらず、多数に及ぶ底びき網漁船などが操業しており、キグチやタチウオなどの漁獲物が大幅に減少し小型化するなど典型的な資源悪化の特徴を示している。日中、日韓、及び中韓漁業協定は存在するものの、共同管理水域などの漁業取り決めが中心で、東シナ海全体に亘る科学的な資源評価やTACの設定、及びモニタリングが緊急に

	<p>必要である。重要水域に国際的な漁業協力管理機構が存在しない水域は東シナ海のみであり、F A O（国連食糧農業機構）などの法的、科学的な助言を得て、台湾の事実上の参加も可能とする「東シナ海国際漁業協力管理機構」の設立のための条約の締結交渉を開始すべきである。また、直ちに当該海域での魚種ごとの資源情報の交換、大学や研究所の交流、及び当該海域で操業する全ての漁船の登録を各国間で進めるイニシアチブを我が国が取ることにする。さらに、T A C法施行令の附則第2条（適用の範囲）は、韓国などのT A C/I Q制度の実施状況に照らし齟齬をきたし、かつ我が国のT A C制度を事実上の有名無実としており、これを廃止、削除する。また、国際海域におけるマグロ類のT A C設定と国別配分及び日本国内I Q/I T Qの導入、及び日本周辺水域におけるカツオのT A Cと業種別配分及びI Q/I T Qの設定を早期に導入かつ実施すべきである。さらに、資源の健全な鯨類資源については、政治的要因ではなく科学的根拠に基づく捕獲枠（調査枠を含む）の設定を急ぐとともに、ノルウェーやアイスランドに倣い、鯨類などによる魚類の捕食量を定量的に把握し、A B CやT A Cの設定に十分に反映させるべきである。また、これらの情報を国民に広く公開すべきである。</p>
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>（その1）</p> <p>我が国の資源管理は、漁業許可制度や資源回復計画、漁業者間の自主的取組等により、操業隻数、操業期間・区域、網目等の漁業規制など、種々の操業に対する制限が地域特性等に応じてきめ細かく実施されており、この中で、漁獲努力量の調整機能が発揮されていることから、諸外国で見られるような過度の漁獲競争、いわゆる「オリンピック方式」の実態は見られていない。</p> <p>T A C魚種については、上記のような種々の管理方策の一環として、量的管理になじむもの、ま</p>

た必要性のあるものにつき実施しているところであり、現時点ではTAC魚種として新たな規制を講じなければならない状況ではない。

IQについては、ベニズワイがに漁業や大西洋くろまぐろ漁業などで行われており、また沿岸地域においても貝類漁業などで広く採用されている。水産庁としても、より厳格な漁獲量管理が必要な魚種などについて、必要に応じ導入を検討する所存。

なお、ITQについては、割当が権利化することにより、本来公有物たる水産資源を特定の者の寡占化に置くこととなり、我が国の漁業体系を大きく変えるものとなることから、現状の漁業就業者の急激な退出・減少の可能性と比較考量して、適切とは考えていない。

※なお、IQ/ITQを導入している豪州、NZ等の諸国においても、産卵親魚や未成魚の保護などを目的に、漁場規制、漁期制限や漁具規制などの各種規制を組み合わせた資源管理が実施されており、IQ等の導入が既設の規制の削減・緩和に直接繋がるものではない。

我が国の資源状況は総じて概ね安定しているが、低位にある資源を回復させ資源状況の安定を図るためには、より積極的な資源管理を推進する必要。このため、平成23年度から漁業者の自主的資源管理を基礎として計画的に資源管理を行う資源管理・漁業所得補償対策を導入することとしており、この対策を通じ、より一層の資源管理の徹底を図る所存。



(その2)

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業は、我が国水産物供給の柱であるとともに、主要な水産先進国においても主流となっており、我が国漁業の国際競争力を確保する上で不可欠である。

漁業は公共用水面で回遊する水産資源を対象とすることから、①資源の取り合い、②漁場利用、③魚価への影響等について、漁業調整問題が発生しやすいが、特に、効率漁法である大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業と沿岸漁業との間で生じやすい（量販店と個人商店との競合に類似）。

これらの問題については、国が一方の事業活動を規制するという手法をとるよりも、お互いに適法に操業している当事者間の話し合いを基本とすることが適切であり、水産庁としては、調整の仲介、あっせん等に積極的に対処し、両者の相互理解のもとで経営の安定と資源の有効利用を推進しているところである。さらに、漁場利用の秩序化を図るため、大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業について、VMSの設置を義務づけ、沿岸漁業者との間のトラブル防止を図る方向で検討を進めているところ。

御指摘の効率漁法への区域制限や陸揚港規制等は、民間の経済活動に対する大幅かつ一方的な規制強化となるものであるとともに、遠隔地への水揚げに伴う燃油コスト増や地域の加工業への影響を伴うものであり、相応の政策的必要性がなければ困難であると考えられる。

		<p>(その3)</p> <p>我が国周辺海域の関係諸国との協調については、各国間の資源管理の取組に格差があること等から、我が国漁船に対する他国漁船との公平性を欠くことのないよう、まずは日中・日韓など二国間の枠組みを利用し、資源に関する情報交換も含めた十分な資源評価を実施すること等から開始することが適切である。なお、暫定水域・中間水域内における他国漁業者の資源管理措置の現状にかんがみると、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令附則第2条を直ちに廃止し、同法の強制措置を我が国漁業者のみに適用することは、著しく公平性を欠くものと思われる。</p> <p>かつお・まぐろ類については、特に資源状態の悪い大西洋クロマグロ及びミナミマグロについては、地域漁業管理機関で定められた我が国への割当を漁業者別・漁船別に割り当てて管理している。今後とも、地域漁業管理機関が資源評価結果に基づき決定した資源保存管理措置を踏まえ、国内の管理措置を検討していく。</p> <p>鯨類については、引き続き商業捕鯨の再開に向けて最大限努力するとともに、鯨類と他漁業資源との関係については、現在実施中の調査により十分な結果が得られれば、反映させていくことを検討したい。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>—</p>



<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<p>※「改革の方向性（当初案）」から変更なし</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<p>—</p>
<p>改革案</p>	<p>(その1)</p> <p>① 日本の海面全漁獲量の約80%を占める30種までにTAC設定魚種を拡大する。併せて、TACをABC以下に設定することを法的に義務化し、ABCは資源の最大持続生産量(MSY)の水準への5年程度の期間での回復を目標とする。【できるだけ早期に措置】</p> <p>② 拡大したTAC対象魚種30種について、漁業者または漁船毎にTAC法に基づくIQ（個別漁獲枠）を割り当てる。 【できるだけ早期に措置】</p> <p>③ 資産の流動化を促し、資産価値を付与するITQ（譲渡可能個別漁獲枠）方式を導入する。 【できるだけ早期に措置】</p> <p>④ 地域産業振興の観点から、離島漁業振興枠の設定を行う。【できるだけ早期に措置】</p> <p>⑤ さんま漁業に関する政省令規定及び指定漁業の許可及び取締り等に関する省令を廃止し、資源が豊富なサンマ資源の有効利用のため、IQもしくはITQを直ちに設定するとともに、さんま棒受け網漁業以外の漁業種類にも配分する。【できるだけ早期に措置】</p>

(その2)

- ⑥ 我が国の指定漁業（大臣許可漁業）について、その増大した能力に合わせ距岸3マイルから12マイル程度以内の沿岸域を操業禁止区域とする。そのため、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の別表第二を廃止する。  
【できるだけ早期に措置】
- ⑦ 大型の漁船にはその位置が明確にかつ瞬時に判別される漁船モニターシステム機（VMS）の搭載及び通報を漁業法による指定漁業（大臣許可漁業）の許可条件として義務付ける。  
【できるだけ早期に措置】
- ⑧ 海面漁獲量の約80%をカバーするよう全国30港程度に指定漁業（大臣許可漁業）の陸揚げ港を指定する。なお、当該指定された陸揚げ港以外に陸揚げする場合には、いかなる場合であっても24時間以前に公的な官庁からの許可を取得しなければならないとする。  
【できるだけ早期に措置】
- ⑨ 全ての指定陸揚げ港には、漁業監督官ないし科学オブザーバーを配置する。彼らは全ての漁獲物の漁獲量を検査する義務を負う。また、漁船は、漁獲成績報告書を漁業監督官ないしオブザーバーに帰港後直ちに提出しなければならないとする。【できるだけ早期に措置】
- ⑩ 指定陸揚げ港における第一次購入者の魚種別の購入報告書の提出を義務付けるとともに、卸売市場において第一次購入者の報告書の写しがないしは抜粋が添付されない場合には、卸売市場は漁獲物の受託を拒否できるようにする。  
【できるだけ早期に措置】

(その3)

- ⑪ 東シナ海全体に亘る科学的な資源評価やTACの設定、及びモニタリングが緊急に必要であり、FAO（国連食糧農業機関）などの法的、科学的な助言を得て、台湾の事実上の参加も可能とする「東シナ海国際漁業協力管理機構」の設立のための日中韓三国条約の締結交渉を開始する。併せて、日中韓三国共同による当該海域での魚種ごとの資源情報の交換、大学や研究所の交流、及び当該海域で操業する全ての漁船の登録を進める。  
【できるだけ早期に措置】
- ⑫ TAC法施行令の附則第2条（適用の範囲）を削除する。  
【できるだけ早期に措置】
- ⑬ 国際海域におけるマグロ類のTAC設定と国別配分及び日本国内IQ/ITQの導入、及び北緯20度以北の日本周辺水域（我が国200海里内水域を含む。）におけるカツオのTACと漁業種類別配分及び漁船ごとのIQ/ITQの導入を実施する。  
【できるだけ早期に措置】
- ⑭ 資源の健全な鯨類資源については、南氷洋及び北西太平洋とも科学的根拠に基づく捕獲枠（調査枠を含む）を算出する。また、鯨類などによる魚類の捕食量を定量的に把握し、現在算出されるABCやTACの設定に対する定量的な影響量を算出する。また、これらの情報を国民に広く公開する。  
【できるだけ早期に措置】

【農林・地域活性化WG ④】

<p>事項名</p>	<p>漁業協同組合経営の透明化・健全化の実現</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<p>平成 18 年度の漁協の収支状況は、全体では黒字となっているものの、その内訳をみると、信用事業や購買事業等の本業による収益については 1200 余りある漁協の約 4 分の 3 が赤字で、その赤字額は全体で 48 億円となっている。その赤字額を 122 億円の事業外利益で賄い、経常利益として 73 億円の黒字にしているのが漁協の経営実態である。</p> <p>「事業外利益」や「その他事業の収益」の収入元については、信用事業の配当金、政府補助金、海砂利採取補償金、及び公共事業、電力・空港事業などによる補償金収入が源であろう。これらは、漁協が経済事業のほか、漁業権の許可を受け、その公使権を配分・管理することと密接不可分の関係がある。漁業権は営業権であり、補償金は民法上の補償であるがこれらの関連や実態は不明である。公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）により、漁業権者又は入漁権者のみの同意を条件付けたことが埋め立ての促進を可能にしたとみられる。また、組合員資格を満たさず、事実上は漁業を営まない者がところにより組合員として漁業権の行使に携わったり、補償金を受け取ったりしている。加えて、海区漁業調整委員会の構成員が地域社会経済の変化に即応したものとなっていない。</p> <p>&lt;根拠法令&gt; 水産業協同組合法</p>
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<p>漁協の収入は、経済事業の実施による事業収入と海砂利採取補償金、政府補助金による収入などのその他の収入に分かれるが、経済事業による事業収入と営業（漁業権漁業及び漁船漁業）の侵犯により獲得された収入、及びそれ以外の事業収入（補助金、信用事業配当金など）のそれら内訳を明確に分けて計上するとともに、事業計画書と事</p>

業部門の収支情報の一般への情報開示を徹底すべきである。これは、漁協が、水産業協同組合法により国民の負託を受けて漁業権を付与されるなど特別の地位を獲得していること、政府から税制優遇、優遇融資、及び補助金などを受けていることに対する義務である。公有水面埋立法は、成立から90年を経過し時代にそぐわなくなり、国土開発や埋め立ては漁業者のみの同意により進行すべきものではなく、関係する住民の同意を得て行われるべきものであり、同法の関係条項を廃止する。また、漁協の自営事業（大型定置網などの経営）が、漁協の組合員が、本来、漁獲すべき魚種を対象とする事業を営み組合員の経営を圧迫している場合については、水産業協同組合法第4条（組合の目的）の趣旨に反すると解され、自営事業の縮小など適切な措置が講じられるべきである。さらに、全国漁業協同組合連合会がいかなる資格試験を実施して監査士を資格認定しているのか公表するとともに、監査士が公認会計士と比較してどのような能力を有するのか、かつ監査士の具体的な監査の実施状況と漁協の経営改善などの実効性について組合経営の悪化の例も含め具体的な事例で検証し、提示すべきである。外部監査の導入が、現行の漁協の経営実情の悪化から妥当であると考えられ、公認会計士の監査を早急に実施すべきである。また、漁業権の運営や組合員の資格に対する厳正な審査を実施し、漁業権の設定の停止、条件を満たさない組合員の排除、組合員数を満たさない組合の解散等を徹底すべきである。さらに、海区漁業調整委員会の構成員数を15名から20名に拡大し、追加分を流通、加工、観光等の業者やNGOとするなど、地域社会、経済活動を広く代表する委員会とする法改正を行う。

<p>担 当 府 省 の 回 答</p>	<p>上記改革の方向性への 考え方</p>	<p>決算関係書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しており、特に雑収益の内容については、金額的に重要な収益は、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載するよう指導を行ったところである。また、これらの決算関係書類については、当該組合員及び債権者に対して開示されることになっている。</p> <p>漁協が自営事業（漁業の経営）を営む場合は、組合員の3分の2以上の書面による同意を必要とするなどの要件が設けられており、この事業を実施するか否かは、組合員の総意により適切に判断されていると考えている。</p> <p>水産業協同組合監査士の資格試験は、その実施内容について公表して実施している。また、漁協の監査は、その実態に精通し、指導と監査を一体的に行いうる監査士による監査が最も適しているが、公認会計士とも契約し監査における第三者性と独立性を踏まえた監査体制の充実・強化を図っているところである。</p> <p>平成19年の水産業協同組合法の改正により組合員資格審査の方法を各組合ごとに定款で定めることとしたところであり実施について、都道府県の指導を通じ、また、水産庁ヒアリングによる都道府県への改善指導要請により、適正な組合員資格審査の実施の徹底を図っているところである。</p> <p>海区漁業調整委員会は、水面の総合的利用のための漁業調整等を行う、漁業協同組合とはまったく別の組織である。漁業調整に当たっては、当事者の納得が得られる実効ある調整のため、現場の事情に最も通じている漁業者代表を主体とする構成が適切であり、また、より公正な立場から委員会の機能を円滑に発揮させるため、学識経験・公益委員が設けられている。</p>
--	---------------------------	---

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>—</p>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<p>※「改革の方向性（当初案）」から変更なし</p>	
<p>具体例、経済効果等</p>	<p>—</p>	
<p>改革案</p>	<p>① 漁協の収入について経済事業による事業収入と営業（漁業権漁業及び漁船漁業）の侵犯により獲得された収入、及びそれ以外の事業収入（補助金、信用事業配当金など）の内訳を明確に分けて計上するとともに、事業計画書と事業部門の収支情報の国民への情報開示の説明責任を徹底する。 【できるだけ早期に措置】</p> <p>② 漁協の自営事業（大型定置網などの経営）が、組合員が、本来漁獲すべき魚種を対象とする事業を営み組合員の経営を圧迫している場合がないか調査を実施し、その結果を公表するとともに、水産業協同組合法（水協法）第4条（組合の目的）の趣旨に反すると解される場合は、自営事業の縮小など適切な措置を講じる。また、水協法第50条の特別議決事項の議決に際しては、議題ごとに1件ずつ慎重かついねいに審議し、組合員全体が理解した上で採決することを義務付ける。 【できるだけ早期に措置】</p>	



③ 全国漁業協同組合連合会が資格認定している監査士の具体的な監査の実施状況と漁協の経営改善などの実効性について組合経営の悪化の例も含めた事例で検証し、国民に情報開示する。併せて、監査士による内部監査に加え、第三者による外部監査の導入が現行の漁協の経営実情から妥当であり、水協法においてこれら情報開示を義務付け、早急に公認会計士の監査を実施する。

【できるだけ早期に措置】

④ 漁業権の運営や組合員の資格に対する厳正な審査を実施し、審査結果を国民に情報開示する。併せて、漁業法に照らし、漁業権の設定の停止、水協法に該当する条件を満たさない組合員の排除、組合員数を満たさない組合の解散等を徹底する。

【できるだけ早期に措置】

⑤ 海区漁業調整委員会の構成員数を15名から20名に拡大し、水産資源が国民共有の財産であるとの観点から、追加分を流通、加工、観光等の業者やNGOとするなど、地域社会、経済活動を広く代表する委員会とする法改正を行う。

【できるだけ早期に措置】

<国土交通省>

⑥ 公有水面埋立法に規定される漁業権者又は入漁権者への補償に関する同法の関係条項を削除する。

【できるだけ早期に措置】



【農林・地域活性化WG ⑤】

<p>事項名</p>	<p>養殖許可制度の近代化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<p>水産物を安定的に国民に供給するためには、悪化した水産資源の回復に加え、養殖業の持続的展開が重要である。海外には規模の拡大や新技術の導入により生産性を高め、生産量の増加及び生産の効率化を果たしたのみでなく、養殖場の環境対策や養殖魚の安全管理を厳格に行い、世界に認められる価値の高い養殖魚の持続的生産を可能にし、輸出産業として成功を収めているノルウェーやチリなどがある。韓国では個人の業者の参入を認めたり、沖合域に新たな養殖漁場を創設し、新規許可を発行するなど養殖業の近代化が進んでいる。一方、我が国の養殖業においては、漁業法や水産業協同組合法などで養殖規模や新規参入が制限され、諸外国に比べて規模や生産性が小さく、経営の合理化は行われていない。また、法制度と大きくかけ離れた養殖実態があり、法制度の旧態化が現れている。さらに、海洋生物資源保存・管理法（TAC法）などにおける海洋環境保全の理念欠如により養殖漁場環境の劣化、クロマグロやブリなど天然種苗の過剰採捕による種苗調達の高コストや天然資源への悪影響等の弊害が生じている。クロマグロの養殖場などは、従前の魚類養殖業に比して大型の施設を要し、沖合や新規の養殖漁場ないしは旧漁場の再活用を必要とする。しかし、現行の特定区画漁業権（養殖業の漁業権）の運用では、必要な経営資源の獲得や外国との競合を勝ち抜くことは困難である。これらから、養殖における生産量は20年前から停滞を余儀なくされ、生産額も減少しており、経営体数においては半分の水準にまで減少している。</p> <p>&lt;根拠法令&gt;                  漁業法</p>

<p>改革の方向性（当初案）</p>	<p>養殖数量の安定的な確保及び養殖業の持続的な発展のためには、適切な海洋環境を保全することはもちろん、天然資源の未成魚を利用するクロマグロやブリなどの蓄養・養殖においては、未成魚の過剰漁獲を防止し天然資源への悪影響を回避することが不可欠である。そのため、養殖を行う上で、陸上養殖業の法的な位置づけを明確にするとともに、資源と環境を保護するための法制度を整備し、「中期的な養殖漁場及び水産資源の国家利用計画」を策定し、魚種ごとに全国ベース及び各養殖漁場ごとの生産量の設定を行うべきである。また、クロマグロ養殖などを対象に経営能力などに基づく「大型区画漁業権」の許可制度を創設する。この漁業権では、従前の許可の優先順位を適用せず、経営能力や法の遵守能力などを条件とする。さらに、既存の養殖業者の実績を踏まえつつ、総養殖生産量の範囲内で、新規参入を希望する者にも数量及び漁場スペースの割当てが行われるよう、上記の中期的国家利用計画を踏まえた養殖業における譲渡可能な個別割当制度を導入すべきである。</p>
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p>天然種苗の資源管理に関しては、ウナギやブリの養殖用の天然種苗の採捕について、都道府県知事の許可制の下に置かれ、過剰漁獲を防止している。また、クロマグロについても、天然種苗の供給源となっている曳き縄等の自由漁業を届出制へ移行する等、資源管理の強化を図っていくこととしている。天然種苗を用いた陸上養殖についても、上記のウナギのように種苗の採捕の段階において規制が行われているため、これに加えて陸上養殖の段階で更なる規制を加える必要はないと考える。また、養殖漁場の環境については、漁場改善を目的とした持続的養殖生産確保法が制定されており、国が基本方針を定め、それに即して漁協等が策定する養殖漁場の改善のための計画を知事が認定し、漁協等が漁場改善を推進する制度が導入</p>

	<p>されていることから、新たな法制度の創設は必要ないと考える。</p> <p>クロマグロをはじめとする新規参入についても、漁業権等が既に設定されている漁場が対象水面となっているのが実態であることから、既存の権利者との調整が不可欠である。また、限られた漁場の中で営まれている養殖業においては、漁場環境の保全など漁場の適切な利用と漁業生産力の維持を図るため、都道府県知事が適格性と優先順位を審査して免許しているところである。こうした仕組みの中で、養殖業への新規参入については、漁協の組合員として参加する、地元漁業者と共同経営する等、地元との調整を経て地元には溶け込む形で行われているところであり、国等が総養殖生産量の設定や個別割当を行うといった民間の経済活動に対する規制を新たに導入することが適切とは考えられない。</p>
【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	—
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—
改革事項に対する基本的考え方	※「改革の方向性（当初案）」から変更なし
具体例、経済効果等	—
改革案	① 養殖数量の安定的な確保及び養殖業の持続的な発展のため適切な海洋環境を保全するとともに、天然資源の未成魚を利用するクロマグロやブリなどの蓄養・養殖においては未成魚の過

剰漁獲を防止し天然資源への悪影響を回避することが不可欠であり、これらの魚種に直ちにTAC法に基づくTACを設定し、漁業者にIQ（個別漁獲枠）の配分を行うなどの必要な施策を実施する。

【できるだけ早期に措置】

② 陸上養殖業の法的な位置づけを明確にするとともに、資源と環境を保護するための法制度を一元的に整備し、「中期的な養殖漁場及び水産資源の国家利用計画」を策定することにより魚種ごとの全国ベース及び養殖漁場ごとの生産量の設定などを行う。このため、新たに立法する。【できるだけ早期に措置】

③ 大型施設など特に大きな初期投資を要するクロマグロ養殖などを対象に経営能力などを条件とする「大型区画漁業権」の許可制度を創設する。なお、この漁業権では、従前の許可の優先順位を適用せず、経営能力や法の遵守能力などを条件とする。

【できるだけ早期に措置】

④ 総養殖生産量の範囲内で養殖業に新規参入を希望する者にも数量及び漁場スペースの割当てが行われるよう、策定した「中期的な養殖漁場及び水産資源の国家利用計画」を踏まえた養殖業における譲渡可能な個別割当制度を、新たな立法により導入する。

【できるだけ早期に措置】